

(別紙様式1)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 滋賀県
農業委員会名： 草津市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和2年3月31日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	1309
自給的農家数	489
販売農家数	820
主業農家数	96
準主業農家数	159
副業的農家数	565

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	1136
女性	537
40代以下	62

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	62
基本構想水準到達者	3
認定新規就農者	3
農業参入法人	0
集落営農経営	2
特定農業団体	0
集落営農組織	2

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	普通畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	1150	80				1230
経営耕地面積	1026	80	77	2.35	0.25	1106
遊休農地面積	7.4	0.7				8.1
農地台帳面積	1330	140				1470

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 H 年 月 日

	選挙委員		選任委員					合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	計	
農業委員数								
認定農業者	—							
女性	—							
40代以下	—							

新制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 R 2年 7月 19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	14	14
認定農業者	—	6
認定農業者に準ずる者	—	2
女性	—	2
40代以下	—	2
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	10	10	10

*うち1人は中立委員も兼ねる

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	1230ha	656.3ha	53.36%
課 題	少子高齢化や農業者の減少により、耕作することができない圃場が増加することが懸念される。農業の担い手の確保や後継者の育成をすることが急務である。 また担い手農家が受託する農地の効率的な配置により、経営効率の向上が図られることから、農地の保全対策と合わせて農作業受託組織の育成・支援を図る必要がある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積	685.8ha	(うち新規集積面積	29.5ha)
	目標設定の考え方:過去3か年度実績を参考に目標値を設定する。			
活動計画	農地の担い手への集積・集約化を図るため、「人・農地プラン」の見直しに関わり、担い手の意向を把握するとともに、各農家に事業の必要性や中間管理事業等の制度内容について理解が得られるように働きかける。 また「人・農地プラン」の実質化に向け、農業委員・農地利用最適化推進委員が地域の話し合いの場でコーディネーターの役割を担うとともに、『農地等の利用の最適化に関する指針』に定める『遊休農地の解消』担い手への農地利用集積に向けた具体的な取組みを推進する。また、地域の農家の現状を知り、農地の有効な活用を図るため、農業委員と各関係機関が連携して農業者の相談に対応できるような体制を整える。			

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数	元年度新規参入者数
	0経営体	1経営体	1経営体
	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積	元年度新規参入者が取得した農地面積
	0ha	0.3ha	0.3ha
課 題	多様な担い手による農業への新規参入と農地の有効な確保のため、市、県、JA等が十分な相互連携を図る。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入者を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和元年度の目標及び活動計画

参入目標数	1経営体	参入目標面積	0.2ha
活動計画	就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については、県、JA等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。 また「人・農地プラン」の実質化に向け、農業委員・農地利用最適化推進委員が地域の話し合いの場でコーディネーターの役割を果たすとともに、『農地等の利用の最適化に関する指針』に定める『新規参入の促進』に向けた具体的な取組みを推進する。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	1230ha	8.1ha	0.66%
課 題	農業者の減少や高齢化が進んでおり、兼業農家でなかなか耕作ができず、草刈り等の管理のみとなっているケースが増えている。 また、誰かに耕作してもらおうと考えている方や、自分では所有・管理ができないことから耕作できる人に売ってしまいたいという方もおられるが、土地の形状や場所等によっては担い手の確保が難しい。		

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入
 ※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 0.5ha			
	目標設定の考え方:過去3か年度実績を参考に目標値を設定する。			
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		24人	8～10月	11月
	調査方法	農地利用最適化推進委員に8月までに現地調査してもらい、農地の適正な維持管理が必要と思われる箇所について、10月に一斉に農地パトロールを実施する。耕作放棄地の解消に向けて、その所有者に対して指導を行っていく。		
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		11月～12月	1月～2月	
その他				

- ※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入
 ※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない
 ※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	1230ha	1.78ha
課 題	長引く少子高齢化や農業者の減少等により、必要な手続きを経ずに無断で農地を転用している事例が発生している。その防止のためには地域全体での取組みが必要であり、既に違反転用された農地に対しては農業委員会と各関係機関が連携して適正に指導を行っていく必要がある。	

- ※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
 ※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の活動計画

活動計画	違反転用の状況を把握し、各関係機関と連携しながら是正に向けた指導を適正に行っていく。
------	--

- ※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入